

平成27年 4月 9日

マイナンバー制度について

今年度も残り3ヶ月になりました。やっどここまで来たという感じです。7月が来るのが待ち遠しいです。

本日はマイナンバー制度についてお話ししたいと思います。

平成25年5月公布の「社会保障と税の共通番号制度」いわゆるマイナンバー制度が、平成28年1月からスタートします。すべての国民が、自分だけ特定する「マイナンバー（個人番号）」を持つ制度です。そして、社会保障分野（年金、医療、介護保険、福祉、労働保険等）と税の分野（国税・地方税）において、給付申請や申告などの行政手続に際して、個人番号を利用することになります。

「マイナンバー法って、国民一人一人、法人一社一社に通知される番号だから、住基カードと同じように会社の業務にはあまり関係ないのでは？」と思われる方も多いのではないのでしょうか？

この法律では法人にも番号が通知されます。個人の場合は「マイナンバー（個人番号）」や「個人番号」など、法人の場合は「マイナンバー（法人番号）」や「法人番号」などと呼ばれています。

この番号は、所得税や法人税などの確定申告書、社会保険や年金関係の書類、年末調整時に作成する源泉徴収票などに記載することが見込まれます。そのため、従業員を雇用している事業者の方々は、事前に「マイナンバー（個人番号）」を従業員から提出してもらう業務が新たに発生することになります。

マイナンバー（個人番号）や法人番号は、いつ頃分かるのかといいますと、平成27年10月以降に、市区町村から、すべての住民（住民登録されている者）に対して、12桁の個人番号、住所、氏名、性別、生年月日等が記載された紙の「通知カード」が郵送されます。法人等には、国税庁から13桁の「法人番号」が通知されます。

マイナンバー（個人番号）はいつから、どのようなときに利用するのかといいますと、平成28年1月から、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、まずは社会保険、税、災害対策の3分野に関する行政事務に利用します。そのため、年金、雇用保険、健康保険等の各種手続や児童手当等の給付申請に際してマイナンバーを記載（提示）するほか、税務関係書類（申請書、届出書、法定調書等）にマイナンバーを記載することになります。

民間企業では、法人や個人事業者は、各々の従業員や支払調書の対象となる税理士や司法書士等から提示を受けて、それを源泉徴収票や報酬等の支払調書、健康保険・厚生年金の被保険者資格取得届等に記載して、税務署や市区町村、年金事務所等に提出することになります。

また、平成30年からは、銀行の預金口座にも適用する方針である。日本の銀行にある個人

預金口座は約8億あり、郵便貯金などを含めると10億口座を超えるようです。義務化はされないが、どこまで登録が進められるかが課題になりそうです。

個人情報の保護に関しては、「マイナンバー（個人番号）」が外部に漏れないように安全管理措置が規定されており、個人情報保護法よりも厳格な管理がこの法令では求められています。

法施行後3年をめどに「利用範囲の拡大」も検討されています。医療業界でも「マイナンバー（個人番号）」を使った業務を行うとか、一般企業の請求書に「マイナンバー（法人番号）」を付記するなど、さまざまな業界や業務に影響が予想されます。

「あと9ヶ月先の話だから・・・」などと考えずに、今のうちに事前準備を行っていただきたいと思います。